

香芝市告示第14号

令和元年9月26日から令和4年10月31日の期間において、近鉄二上山駅自転車駐車場内に放置されていた自転車及び原動機付自転車について、香芝市自転車駐車場条例第16条の規定に準じ、次のとおり処分します。

令和5年1月30日

香芝市長 福岡憲宏

- 1 処分対象自転車等の保管場所 香芝市自転車等保管所
香芝市北今市5丁目634番1号
- 2 処分年月日 令和5年2月22日
- 3 連絡先 香芝市役所生活安全部生活安全課
(TEL0745-76-2001)
香芝市自転車等保管所
(TEL080-8348-1628)